

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）宮城加美風力発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年3月27日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）宮城加美風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 宮城県加美郡加美町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大61,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年12月27日
環境大臣意見受理	平成29年 3月17日
経済産業大臣意見	平成29年 3月27日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話03-3501-1742（直通）

## ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)宮城加美風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### (2) 事業計画の見直し

2. (1)、(2) 及び (4) により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域内には、ふるさと宮城の水循環保全条例（平成 16 年宮城県条例第 42 号）に基づく水道水源特定保全地域及び加美町水資源保全条例（平成 26 年加美町条例第 22 号）に基づく加美町水資源保全地域が存在する。また、事業実施想定区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、表流水等の取水地点や漆沢ダム集水域が存在する。このことから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、関係機関と協議を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域から水道水源特定保全地域及び加美町水資源保全地域を原則として除外するよう検討すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

### (5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域内には、宮城県自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）に基づく荒沢県自然環境保全地域、宮城県県立自然公園条例（昭和 34 年宮城県条例第 20 号）に基づく県立自然公園船形連峰が存在するほか、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 3 回及び第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林等が存在していることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、関係機関と協議を行い、その結果を踏まえ、荒沢県自然環境保全地域及び県立自然公園船形連峰の改変を極力回避すること。また、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。